

令和7年度補正予算「国産粗飼料利用拡大実証・調査」に関するQ&A

【令和8年2月6日時点、未定稿（今後内容に変更がある場合があります）】

＜概要＞

問1 国産粗飼料利用拡大実証・調査の補助事業は、どのような内容ですか。

(答)

国産粗飼料のうち、稻わらについては国内生産量の1割弱に相当する約70万トンが飼料利用されているものの、約20万トンを輸入し、利用されています。国内で完全自給可能な稻わらを含む国産粗飼料の利用拡大のため、本事業は海外産粗飼料と同等の利便性が高い国産粗飼料を生産するのに必要な機械の導入、その実証及び普及啓発等、以下の取組を支援します。

1 国産粗飼料収集・供給体制推進

国産粗飼料の収集・供給の技術習得や実証、普及啓発等に係る経費 【定額】

2 国産粗飼料の収集・供給体制実証

1の取組と併せて行う以下の取組に係る経費

(1) 実証に必要な機械の導入（角形ベール生産機械の導入）

ア ほ場で粗飼料を収集・形成・梱包する機械導入（購入、リース又はレンタル）
【1／2以内】

イ ほ場外で粗飼料のロールを再形成・梱包する機械導入（購入、リース又はレンタル）【1／2以内】

(2) 実証に係る保管場所の経費 【定額】

(3) 実証に係る粗飼料の運搬費 【1／2以内】

(4) 実証に係る粗飼料の成分、安全性に関する検査費用 【定額】

(5) 機械の調達・開発・改良・調査等に要する経費 【定額】

3 なお、本事業に取り組む者は、令和7年度補正予算の国産飼料流通拠点施設整備事業を活用することにより、国産粗飼料の流通拡大に必要となる保管施設や調製施設等の施設整備に対する支援を受けられる可能性があります。

問2 本事業は今後も継続されますか。

(答)

本事業は、補正予算で措置された単年度の事業です。今後継続するかどうかは未定です。

問3 事業名について、令和6年度補正では「国産稻わら」だったものが、令和7年度補正では「国産粗飼料」へ変更されたが、事業内容に変更はあるのか。

(答)

トラクター等が補助対象ではなくなる等、細かな変更点はありますが、事業内容に大きな変更はありません。要領別紙2第1項にもあるとおり、「粗飼料」とは、稻わら、麦わら及び乾牧草を指しており、令和6年度補正から変更はありません。

問4 要領別紙2第1項において、事業の対象から水分含量が高いものは除くこととしているが、事業の対象外となる水分含量の基準はあるのか。

(答)

水分含有率が20%を超えるものを対象外としております。

＜要件＞

問5 飼料生産作業を自ら実施しない組織（地方公共団体、一般社団法人等）は事業実施主体になれますか。

(答)

地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）については、飼料生産作業を外部へ依頼し、その進行状況等を把握し、指導することができる場合は、飼料生産作業を自ら行っていない場合でも、事業実施主体になることが可能です。

問6 実証結果の普及はどのような取組を行えばよいですか。

(答)

本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組として次の1から5までの取組の中から1つ以上を行ってください。

- 1 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催
- 2 取組事例の報告書の公表
- 3 ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知
- 4 利便性が高い粗飼料や収集機械等の展示の実施
- 5 その他、地方農政局長等が認める取組

問7 基本的に実証としての取組であることから、成果目標の設定は必要ないでしょうか。

(答)

- 1 粗飼料の収集面積や流通量、既存のロールと比較した際の粗飼料販売による利益や単位面積当たりの労働投入量等についての成果目標を設定する必要があります。

2 なお、機械等の導入においては、費用対効果分析は要しないものとしています。また、当然のことながら、事業に必要なもののみ導入可能です。

問8 「実証」ということは、新たに始める取組に対する支援であり、既存の取組は対象になりませんか。

(答)

1 既存と同様の取組については対象となりません。

2 なお、機械、施設等の能力及び規模は、実証を行う上で、適切な能力及び規模のものを選定してください。

<作業機械>

問9 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。

(答)

本事業により導入する機械等は、原則として新品としております。なお、困難な場合は、地方農政局長等へ事前に相談してください。

問10 耕種農家が角型ベールの生産を行う場合、機械の所有・保管は耕種農家になるのでしょうか。

(答)

1 事業実施主体が機械の所有・保管を行うことになります。

2 ただし、地方公共団体や農協等が事業実施主体となる場合、耕種農家にオペレーターとして作業委託するケースもあり得ますが、その際は耕種農家において機械を保管することは可能です。

<ほ場外での再形成・梱包>

問11 再形成とは、どのような方法によることを想定していますか。必要に応じロールカッター等も補助対象と考えてよいですか。

(答)

従来のロール形状で収集された国産粗飼料を加工所等に集め、そこで、小口の直方体形状に再形成することを想定しています。また、ロールカッターや細断カッター、圧縮プレス機等、再形成・梱包に必要となる機械等の導入も補助対象になります。

問 12 ほ場外での再形成・梱包は、施設内（倉庫やハウス等）での再形成・梱包を想定していますか。その場合の施設借上料金等も事業の対象となりますか。

(答)

- 1 施設内での再形成・梱包を想定しておりますが、再形成・梱包に係る作業を行う施設の借上料金は補助対象としません。
- 2 なお、再形成・梱包された粗飼料の保管場所の賃料については、実証に必要なものに限り、補助対象とすることとしています。

＜その他＞

問 13 「整理合理化通知」は適用しないとの理解でよいですか。

(答)

適用しません。

問 14 本実証で粗飼料を販売し収益を得た場合はどうなりますか。

(答)

本実証で粗飼料を販売し自己負担分を超える収益を得た場合は、事業費の精算を行う際に当該収益分に相当する金額を減額する場合や、返還が必要となる場合がありますのでご留意ください。

(参考)

令和7年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業公募要領

第4 補助対象経費の範囲

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意ください。

問 15 販売して収益を得た場合に返還が必要となる場合とは、具体的にどのようなケースですか。また、収集供給実証計画で供給先を記載する場合、目標年度までは実証として無償で供給する必要があるのか。

(答)

粗飼料の販売で得た収益が、本事業で実施した事業費を超える場合です。無償で供給することも可能ですが、事業の継続性を鑑み、適正な価格で販売することが望ましいと考えられます。

問 16 実証計画における目標年度の設定について、いつに設定すればよいですか。

(答)

事業開始年度の前年度とした上で、事業計画期間を3年以内とし、事業計画期間最終年度の翌年度を目標年度としてください。

問 17 角型ベール機械の開発・改良は具体的にどのようなことを想定していますか。

(答)

- 1 例えば産業廃棄物を角型に圧縮梱包する市販の機械について、国産稻わら等で利用できるようにするための周辺機器の開発や作業効率をあげるための改良などを想定しています。
- 2 事業実施主体から機械メーカーに対し、求める能力を有する機械の開発・改良を発注することを想定しています。
- 3 ただし、単年度の取組となりますので、御留意願います。

問 18 角型ベール機械の開発・改良のメーカーの選定方法はどうなりますか。

(答)

- 1 本事業は、市販されている機械を改造等し、本事業の実証で計画に定める処理能力を有する機械の開発・改良を図ることを想定した事業です。このため、開発メーカーは市販機の改良等を行う能力を有する者であれば、特段の要件はありません。
なお、委託して改良等を行う場合は補助金の額の50%未満である必要があります。
- 2 また、請負（役務費）の場合は、機械メーカーの選定は一般競争入札が原則です。
なお、一般競争が困難又は不適当な場合は、指名競争か随意契約での実施が可能となります
が、あらかじめそれらの理由を整理し、地方農政局等へ相談してください。

問 19 機械の導入は2分の1の支援、開発・改良は定額支援となります、具体的にはどうなりますか。

(答)

- 1 本事業は、購入する市販品の機械を改造等し、実証で計画する処理能力を有する機械の開発・改良を図るものです。
- 2 ベースとなる機械を開発・改良する場合、ベースとなる機械の購入については2分の1以内補助で、そこからの開発・改良行為については定額支援となります
が、定額支援については、適切な実証計画の実施に必要な最低限の費用に限られます。このた

め、ベースとなる機械の購入額等と、開発・改良に要する費用は明確に分けてください。

問 20 開発・改良した機械の所有権はどうなりますか。

(答)

- 1 当事業は事業実施主体が購入する機械について改良等を行うことを前提としたものであることから、購入後の開発機の所有権は事業実施主体にあります。

問 21 開発・改良に関する知的財産の取扱はどうなりますか。

(答)

- 1 開発した機械やそれに係る技術等について、パテント等権利の帰属は当事業では定めておりません。国費を要した知財が国の意図しない形で乱用されないような取扱いを規定することを検討しています。趣旨をご理解の上、本事業による効果を周辺地域等へ普及させることができるように、配慮願います。
- 2 なお、特許等の取得費用については補助対象外です。

＜広域流通拠点の整備＞

問 22 角型ベールを利用する側が保管施設等を整備したい場合に、広域流通拠点施設整備事業に申請することは可能ですか。

(答)

角型ベールを利用する側が、国産稻わら利用拡大実証・調査事業に取り組む者として当該事業計画に位置付けられている場合、広域流通拠点の整備事業に申請することができます。

(なお、広域流通拠点の整備事業に申請したい場合は、広域流通拠点の整備による施設整備計画も含んだ計画全体が分かるよう、国産稻わら利用拡大実証・調査事業の計画に記載してください。)